

災害時における救急医薬品等の
確保・供給等に関する協定書

平成9年7月

岡 山 県

岡山県医薬品卸業協会

災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山県医薬品卸業協会会長内田四一（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な医療用医薬品等（以下「医薬品等」という。）の確保・供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が乙と協力して医薬品等を迅速かつ円滑に被災地内の救護所等へ供給するために必要な事項を定める。

（医薬品等の供給要請）

第2条 甲は、岡山県地域防災計画に基づき、災害救助に必要な医薬品等を確保する必要があると認めた場合は、乙に対して、乙に加盟する会員会社（以下「会員会社」という。）の保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、会員会社を通じ、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の種類）

第4条 前2条の規定により、乙が甲に供給する医薬品等の種類は、次のとおりとし、医薬品の品目及び数量は、甲乙協議の上、別に定めることとする。

（1）医薬品

（2）その他甲が必要と認めたものであって、乙において措置可能なもの

（供給要請の方法）

第5条 第2条に定める医薬品等の供給要請は文書によることとし、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（供給先等）

第6条 医薬品等の供給先については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等の品目及び数量を確認の上、当該指定先に供給するものとする。

（医薬品等の確保・供給体制）

第7条 乙は、第4条に定める医薬品等の品目及び数量について、乙に加盟する会員会社の協議により分担し、通常在庫の形で確保するよう努めるものとする。

2 乙は、甲からの要請に備え、医薬品等を供給先へ迅速に供給できる体制整備を図るよう努めるものとする。

（医薬品等の報告）

第8条 甲は、必要と認めたときは、乙に対し、医薬品等の確保状況等について報告を求めることができる。

(費用の弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙の会員会社が医薬品等の供給を行った場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 供給した医薬品等の実費

(2) 乙の会員会社社員が輸送等において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助金

(3) 前2号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費
(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙からなんらかの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合には、甲乙が協議して定めることとする。

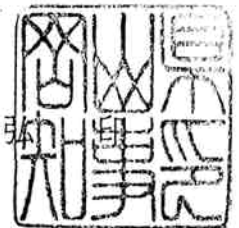
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年7月1日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 石井正



乙 岡山市表町一丁目3番50号

岡山県医薬品卸業協会

会長 内田四一

